

令和5年10月25日

特別監査により確認された法人会計上の不適切な金銭等の取扱い等について調査報告
(概要版)

社会福祉法人清陽会

このたび、令和5年7月14日付5府福地第166号により改善勧告を受け、法人として検出事案14件について調査し、本日（令和5年10月25日）付にて、府中市へ調査報告書を提出いたしました。また、法人としての説明責任を果たす観点から、同日にてホームページにおいて調査結果を公表いたします。

なお、現在も調査を進めており結論に至っていない事案につきましては、調査後改めてご報告いたします。

【検出事案1について】

法人事務所内の職員の机等の中で、法人会計上で収入処理されていない、又は、出金処理されたが実際には支払われていないと見られる数年間分の現金が、多数の封筒等に入った状態で放置されていたこと。

(調査結果)

法人全体で出納職員を一人しか配置しておらず、また、法人の会計経理処理は現金主体で行われていたため、業務の煩雑さ、不透明さにより、過去数年分の未処理現金が発生し、その後も処理されないままの状態が続いていた。

体制変更後、会計コンサルティングやその他専門家との業務締結などにより、業務改善を進めてきたが、会計責任者の出納職員への管理監督機能を十分に働かせることができなかった。それは職員のコンプライアンス意識改革への指導の甘さから改善が進まなかつたものと考えている。長年、出納職員を複数配置できず、1人に出納会計業務を任せ続けたことにより、コンプライアンス、ガバナンス欠如の組織運営の改善をすることができなかつた。

(今後の対応)

現在は、利用料の口座振替の実施等、現金至上体制を改め、出納職員の複数配置、新たな税理士との業務委託契約等の改善策を講じている。

また、法人のコンプライアンス、ガバナンス向上のための研修を毎年度実施する。

【検出事案2について】

法人元副理事長が、自身の車の修理代を複数回法人に肩代わりさせていたこと。

(調査結果)

長年にわたり元副理事長が、その立場を利用し修理業者へ車両の請求書を作成し直させるといった手法で不正を行っていた。

法人資産の影響額を調査し、確定した。

(今後の対応)

法人資産の回復のために元副理事長に修理代金の返還請求を行う。

【検出事案3について】

法人関係者の親族である看護師から資格証を借用して、実際に勤務していない看護師を配置しているように見せていたこと。また、その分の給与を支払っていたことにするために、法人から架空の勤務に対して給与の支出があり、その金銭は(親族を紹介した)法人関係者が受け取っていたこと。

(調査結果)

このことについて、法人関係者は「一度は断ったが、断りきることができなかった」と架空の職員配置の協力を求めた法人役員らから、給与を受け取らざるを得なかつたと証言。法令遵守に基づく運営をなすべき立場の法人役員らが、架空の職員配置を行つたことは、コンプライアンスの欠如以外の何物でもない。職員配置基準については、各事業所の管理者が必要な知識を持ち、適正に管理しなければならないが、その職責を果たしていなかつたことも重大な結果を招いた一因である。

(今後の対応)

看護師を紹介した法人関係者から架空の看護師配置による給与については返還済み。

今後、職員未配置減算について返還予定。

当時の理事長及び副理事長に対する責任を検討。

【検出事案4について】

法人元副理事長により、法人専用のガソリンスタンドカードで、自身や一部の評議員及び一部の職員の車等に給油等のサービスを受けさせていた疑いがあること。

(調査結果)

元副理事長により、法人のガソリンカードが私的に流用され、自身だけでなく一部の評議員及び一部の職員に給油等のサービスを受けさせていた事実が判明。評議員及び職員については、自身の給油等サービス分について、返還を申し出ているが、元副理事長は、「業務でのカード使用」として自身のカード使用を正当化している。がしかし、そのことについて、職員等の証言から私的流用を否定できないと判断。

(今後の対応)

元副理事長に対し、返還請求を行う。

【検出事案 5について】

法人が購入した耕運機が、購入直後から法人元副理事長の自宅に運び込まれた後、そのまま元副理事長の占有状態が続き、現在に至るまで法人への返却がない疑いがあること。

(調査結果)

調査の結果、法人施設会計から耕運機代金が引き出され、業者に支払いされているにも関わらず、納品された当日に、職員に元副理事長宅へ運ばせ今まで占有されている状態が継続されていることが判明。

元副理事長は、「自費による購入」と主張しているが、その根拠となる証拠はない。

(今後の対応)

このことについて、購入当初より、元副理事長が占有し現在もその状況が継続していることから、法人資産の回復措置として、当時購入した耕運機の回収ではなく、相応の金銭の支払いを求めていく。

【検出事案 6について】

法人元副理事長の親族が実際に勤務を開始する前年にもかかわらず、法人がその親族名義の給与を日々支払っていた疑いがあること。

(調査結果)

当時、起案の決裁文書、賃金台帳から、親族名義の給与が日々支出されていた事實を確認。ただし、領収書については疑義があり。給与は当時、銀行振り込みでなく、現金で手渡されていたため金銭が実際に親族に支給されていたことを裏付ける他の証拠がない。

その結果、元副理事長の親族が給与を受け取ったと結論付けるには証拠が乏しく、考えられ得る調査を尽くしたが、法人がその親族名義の給与として不正に支出していた疑いがあることは間違いないが、その金銭の行方については特定することはできなかった。

(今後の対応)

当時のことを知る元副理事長に対し、真相を説明するよう再度、文書を送付する。

【検出事案7について】

利用者から徴収するべきでなかった給食人件費について、発覚後も利用者へ実際には返還せず、かつ利用者へ返還されるはずだった金銭の行方は不明となっている疑いがあること。

(調査結果)

不正に書類等が作成され、利用者へは返還されず、その金銭については不明のままとなっていることが判明。

当時の理事会では、この件について利用者の方々への返金を行う旨を報告しており、実際に返金しなかったことを知り得る法人役員らの責任は大きい。

返還されるはずであった現金について、当時、出納職員が元副理事長へ手渡した、とのこと。

(今後の対応)

該当の利用者の方々への返金は実施済み。(令和5年2月22日)

行方不明となっている現金について、当時の統括会計責任者である元副理事長へ返還を求める。

【検出事案8について】

法人の生産活動により製造したパンの売上の一一部の行方が、現在も不明となっている疑いがあること。

(調査結果)

現在、関係機関等に相談しながら調査中。

【検出事案9について】

法人会計上で資産管理されていない簿外となっている預金口座が複数存在し、当該口座から預金が出金され、その金銭の行方が現在も不明となっている疑いがあること。

(調査結果)

現在、関係機関等に相談しながら調査中。

【検出事案10について】

法人会計上で管理されていない簿外となっている法人名義の定期預金口座が解約され、その金銭の行方が現在も不明となっている疑いがあること。

(調査結果)

現在、関係機関等に相談しながら調査中。

【検出事案1 1について】

法人が「手をつなぐ親の会」や「保護者協力会」と委託契約を交わし、法人内の清掃業務や、利用者が作業に使用する白衣等のクリーニング業務を委託する名目で委託費を支出していたが、架空の契約であった可能性があり、不正に経費が支出された疑いがあること。

(調査結果)

団体の代表者とされる保護者の方が団体の存在を知らない事実から、この契約について、架空契約の可能性が高い。また、法人から経費が支出されていることも事実と判明した。支出された金銭については、すべて現金で支出されているため、その後の行方が不明である。

(今後の対応)

支出された金銭の流れ等について、引き続き調査を行う。
その真相究明のために、元副理事長へ再度説明を求めていく。

【検出事案1 2について】

法人内で出張経費が支出される際に、複数回に渡り、出張に行っていない職員を行ったように見せ、経費を過剰に支出した疑いがあること。

(調査結果)

虚偽の書類を作成させ、過剰に出張経費を支出させていたことが判明。また、このことについて、同様のことが繰り返されていた可能性は高い。今回の調査中に、出張経費に関する文書が発見された。

出張経費は、全額、元副理事長に手渡されている。

(今後の対応)

元副理事長に対し、経費の過剰支出分について、返還請求を行う。
新たに発見された出張についても調査中。

【検出事案1 3について】

本来利用者へ交通費として支払うべき金銭が法人から支出されているにも関わらず、利用者へ支払われていない疑いがあること。

(調査結果)

保護者への聞き取りからは、交通費名目での支給はなかったことが判明。
この金銭について、交通費という名目で利用者の方々に支払われた証憑が存在しないことと、聞き取り結果から、支払われていないとの結論に至る。

(今後の対応)

今後、該当年度（平成24年度から平成28年度）の対象の方へ、支払いを行う。

【検出事案14について】

法人が、社会福祉法人が出資できる条件を満たさずに株式会社に対して出資し、株式会社を実質所有していた疑いがあること。

また、当該会社の解散時に残余財産が適切に清算されたかが不明であり、法人資産が流出している状況が続いている疑いがあること。

(調査結果)

当時法人役員3名が発起人となり株式会社を設立。同社定款（写）によると出資金を3人が立替えし、発行された株式を3名が引き受けたとされる。

当時立替払いをした出資金について元副理事長に出金されている。ただし、雑支出で出金され、有価証券として計上されず正しい経理処理もされていない。

したがって、法人が株式を保有したとする根拠がないのにも関わらず、元副理事長に対し現金が支払われたことが判明。

(今後の対応)

元副理事長に対し、法人から支出した金額について再度、返還請求を行う。

特別監査により確認された14の検出事案および調査中に検出された事案について、継続して調査、対応を進めてまいります。また、このような不適切な金銭管理、不適切な支出や不明瞭な取り扱いが発生した背景・根本原因を分析し、今後、そのようなことが繰り返されることのないよう、適切な事業運営を行い、皆様からの信頼を得られるよう努めてまいります。

【再発防止策】

今後、このようなことが起こらないよう、法人全体のコンプライアンス、ガバナンスの強化に取り組みます。

長期間続いた前体制からの体制変更をもってしても、改善することができずに改善勧告を受けたことに対し、原因分析を行い、対策を講じてまいります。

(理事・評議員の責務)

法人運営について、理事役員自らの規範意識および社会福祉法人運営に必要な基本的知識等の向上のため研修を実施します。また、定期的に法人役員向けの外部研修にも参加していきます。

理事会、評議員会への情報共有及び報告を徹底し、ガバナンス強化を図ってまいります。

(職員とのコミュニケーションの構築等)

法人組織全体として牽制機能が働く組織づくりを行ってまいります。そのための取組として全職員対象として「倫理及び法令遵守に関する研修」を毎年4月に実施することとし、法令遵守の意識向上を行います。また、現金による出納を削減する取組を徹底、現金取り扱いのチェック機能強化、マニュアルの周知による明確化等の対策を講じてまいります。

「見える化委員会」（仮称）の設置により、法人運営の透明性を図る。

※見える化委員会・・・家族、職員、外部組織、理事、評議員等
令和5年10月19日 理事会決議
令和5年11月中 評議員会に報告予定

（コンプライアンス向上のために）

組織の健全性を図ります。そのために職員との情報連携を図り、職員一人ひとりが率直に意見を言える職場環境づくり、意見を法人運営に反映できるような体制づくりを行ってまいります。

また、法人役員と職員のコミュニケーションの場を設け、職員の相談体制を構築し、意見を言える職場雰囲気作りに改善します。

お互いの仕事の見える化を行い、一人の人が抱え込むことがないように、また、職務分担を明確化します。

そのためにも、「見える化委員会」（仮称）を運用し、法人一丸となって、改善に向かって取り組んでいきたいと考えます。